

集団的自衛権行使容認の閣議決定「撤回」を求める意見書

安倍政権は、7月1日、国民多数の反対の声に背を向け、集団的自衛権行使容認の「閣議決定」をおこなった。

今回の「閣議決定」には、「我が国に対する武力攻撃が発生した場合のみならず、...他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合において、...必要最小限度の実力を行使する」と書かれている。

これは、アフガン戦争やイラク戦争のさいに、従来の海外派兵法に明記されていた「武力行使をしてはならない」、「戦闘地域にいつてはならない」という歯止めを外し、自衛隊を戦地に派兵するということである。すなわち、自衛隊が活動する地域を「後方地域」「非戦闘地域」に限定するという従来の考え方を転換するものである。日本国際ボランティアセンターは声明で「政府の議論に欠けているのは、『失うもの』の大きさに対する認識です。これまで日本は、...非軍事に徹した国際平和協力を行ってきました。これは他国にできない日本の独自性であり、これにより日本が国際的な信頼を獲得してきたことは、まぎれもない事実です。...第二次世界大戦以降およそ70年間をかけて築き上げてきた資産や信頼を決して失ってはならないのです」という警告を発している。

日本に対する直接の武力攻撃がなくても、武力の行使をできるようにするのが集団的自衛権である。政府の憲法9条に関するこれまでのすべての見解は、「海外での武力行使は許されない」ことを土台として構築されてきた。「閣議決定」が、引用している1972年の政府見解も、「集団的自衛権の行使は、憲法上許されない」という「論理的帰結」を導き出している。

政府による憲法の解釈、集団的自衛権と憲法との関係について、2004年6月18日付の「閣議決定」で、「政府による憲法の解釈は、...それぞれ論理的な追求の結果として示されてきたものであって、...政府が自由に憲法の解釈を変更することができるという性質のものではないと考えている。仮に、政府において、憲法解釈を便宜的、意図的に変更するようなことをするとすれば、政府の憲法解釈ひいては憲法規範そのものに対する国民の信頼が損なわれかねない」という立場を明らかにしていた。今回の「閣議決定」は、過去の「閣議決定」にも真っ向から背くものである。

よって、町田市議会は、集団的自衛権行使容認の閣議決定「撤回」を求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。